

新潟市食品ロス削減に係る実態調査及び啓発業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、新潟市食品ロス削減に係る実態調査及び啓発業務について委託事業者を選定する手順及び方法について必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

新潟市食品ロス削減に係る実態調査及び啓発業務

(2) 業務内容

別添「新潟市食品ロス削減に係る実態調査及び啓発業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行場所

新潟市環境部循環社会推進課が指定する場所

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和3年3月31日まで

(5) 予定価格

7,630,000円以内（消費税相当額を除く）

※提案上限額を超える見積価格は、失格とする。

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）に該当しない者であること。
- (2) 新潟市内に本社、支社、支店または営業所等があり、新潟市入札参加資格者名簿に登録されている者。（法人か否かを問わず。）
- (3) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置等を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生または更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書に基づく要件に対応できる者であること。
- (6) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61条）第2条第2項第2号に規定する暴力団をいう。）、または暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関係している企業等ではないこと。
- (7) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独または他の共同企業体として、本プロポーザルに参加することができないものとする。
 - ア 共同企業体は3者以内で構成されていること。
 - イ 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
 - ウ 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を

負うものとする。

4 参加申請の手続き

(1) 提出書類

<単独企業の場合>

- | | | |
|-----------------------|---|-----|
| ①プロポーザル参加申請書（様式1 - 1） | } | 各1部 |
| ②企業概要（既存のパンフレット等でも可） | | |
| ③同種または類似業務の実績を示す資料※ | | |

<共同企業体の場合>

下記の④は、全ての構成企業について提出すること。

- | | |
|-----------------------|-----|
| ①プロポーザル参加申請書（様式1 - 2） | 1部 |
| ②企業概要（既存のパンフレット等でも可） | 1部 |
| ③同種または類似業務の実績を示す資料※ | 10部 |
| ④委任状（様式2） | 1部 |
| ⑤共同企業体協定書（様式3） | 1部 |

※③同種または類似業務の実績を示す資料について

当該業務と同種または類似業務の実績がある場合、その作品（1者3点以内）を提出すること。

(2) 提出先

新潟市環境部循環社会推進課企画グループ

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

(3) 提出期限及び提出方法

上記（1）で示す提出書類一式を令和2年6月8日（月）午後5時まで（必着）に上記提出先に郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。なお、提出期限までに提出しない者は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

(4) 辞退

参加申請書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式4 - 1、単独企業用）または参加辞退届（様式4 - 2、共同企業体用）を提出すること。提出期限は令和2年7月2日（木）午後5時までとする。

5 質問及び回答

参加申請書を提出した者は、本業務および本要領について質問することができる。質問は質問書（様式5）の電子ファイルを下記（2）に示す電子メールアドレスに送信して提出すること。なお、質問の提出後、本市担当者に電話にて着信確認を行うものとする。

(1) 質問受付期限

令和2年6月8日（月）午後5時まで（市役所の閉庁日を除く）

(2) 質問送付先および連絡先

- | | |
|------------|---------------------------|
| ①電子メールアドレス | junsui@city.niigata.lg.jp |
| ②連絡先（電話） | 025-226-1391 |

(3) 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、質問者名を伏せ、参加申請書により参加を表明した全者に電子メールにて送信する。なお、質問に対する回答は本要領の追加または修正と

みなす。

(4) 質問への回答期限

令和2年6月11日(木)

6 提案書の提出

(1) 提出書類等

参加者は、提案書を作成のうえ下記により提出すること。

- | | | |
|-----------------------|---|------|
| ① 提案書(様式自由) | } | 各10部 |
| ② 業務受託費の見積金額内訳書(様式6) | | |
| ③ 業務実施における組織体制(様式7) | | |
| ④ 暴力団等の排除に関する誓約書(様式8) | | 1部 |

(2) 提出期限及び提出方法

参加者は、令和2年7月2日(木)午後5時まで(必着)に、上記(1)で示す書類一式を「4参加申請の手続き(2)」で示した提出先に郵送により提出することとし、分割提出は認めない。参加申請書を提出した者であっても、提出期限までに提案書の提出がなかった場合はプロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

(3) 提出書類の作成要領

① 提案書について

- ・提案書の提出は1提案者につき2案とする。
- ・提出後の追加、修正は認めない。
- ・提案書のサイズはA4版もしくはA3版とし、総ページ数をA4版相当で10ページ以内(様式6~8は含まない)とし、提出の際はホチキス止めをすること。
- ・提案書には、別添「仕様書」に示す本市の要求事項に対し、別添「審査基準」に示す各項目に基づいて実現が可能な提案内容を項目順に漏れなく記載すること。また、項目ごとに提案の特徴等、実施方法及びその方法を採用するに至る考え方、実施上の留意点やポイントなどについて記載すること。なお、以下の事項については必ず明記し、提出すること。
 - a 食品ロス及び食品ロス削減の啓発に対する考え方
 - b パンフレット及び子ども向け啓発映像の構成イメージ(2案)
 - c その他、独自の提案等
- ・仕様書以上の内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが分かるように記載すること。
- ・提案書の作成に使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によること。記述する箇所(文章部分)の文字サイズは11ポイント以上とし、読みやすさに配慮すること。
- ・提案内容は、分かりやすい表現で簡潔に説明すること。また、用語は統一すること。なお、文章を補完するためにイラスト、イメージ図、図面等を使用してよい。
- ・専門用語などを使用する場合は、提案書の欄外や用語集を用いて分かりやすく説明すること。
- ・提案書には、参加者の社名・団体名等の記載はしない。
- ・独自の提案は、委託上限額の範囲内で行うものとする。

②業務受託費の見積金額内訳書について

- ・実態調査、啓発業務（パンフレットの作成及びその他の啓発）及び子ども向け啓発映像作成に係る費用の内訳及び総額を記載すること。

③業務実施における組織体制について

- ・全工程における体制がわかるよう記載すること。なお、業務管理責任者を選定すること。

(4) 提案書等の取扱い

- ①全ての提出物は返却しない。なお、提出物は本市の文書規程等に基づき責任を持って管理・破棄する。また、提案書は業者選定のほか、契約に至った場合の契約関係書類並びに本業務の推進する以外には使用しない。なお、利用のため複製を作成する場合がある。
- ②提出物は、新潟市情報公開条例（昭和 61 年新潟市条例第 43 条）に基づき、公開請求により公開する場合がある。従って、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与えるおそれのある情報を含まないよう留意することともに、企業秘密のため非公開を希望する部分がある場合は、脚注により明示すること。なお、公開対象の提出物に、提案者に不利益を与えるおそれのある情報が含まれていたことが公開後に判明した場合であっても、本市は一切関知しない。

7 提案書に関する確認、プレゼンテーション及びヒアリング

対面でのプレゼンテーション及びヒアリングは実施しないが、提案書に関し、本市から確認をメール等で行う場合がある。その場合、確認事項の送付日は7月8日（水）（予定）とし、回答は、その翌日までに行うものとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の収束状況によっては、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合がある。その場合、予定日は7月の第2週とし、詳細は、別途通知する。

8 最優秀提案者の決定

(1) 審査

審査は、「新潟市食品ロス削減に係る実態調査及び啓発業務委託事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。なお、審査委員会は非公開により行う。

(2) 審査の方法及び基準

別添「新潟市食品ロス削減に係る実態調査及び啓発業務委託事業者選定にかかる審査要領」（以下「審査要領」という。）による。

(3) 最優秀提案者の決定

審査委員会は、審査要領に基づいて提出書類を審査・採点し、最優秀提案者を決定する。

(4) 審査結果の公表等

審査結果は、プロポーザル参加者全てに書面で通知するほか、市ホームページにて審査結果を公開する。

(5) その他

- ①審査及び選定結果に係る電話等による問い合わせには応じないものとする。
- ②応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

9 事前審査の実施

6者以上の応募があった場合は、事務局において審査要領に記載の別紙審査基準に基づき書類による事前審査を行う場合がある。なお、事前審査の審査・採点結果は、審査委員会には引き継がない。

10 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格」に示す提案者の資格要件を満たさない者
- (2) 提案書提出期限に遅れた者
- (3) 参加申請書を提出した日から審査委員会において審査が終了するまでの間に審査委員または事務局に不正な接触を行った者
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者または提案書の作成要領に違反する表現をした者

11 その他留意事項

- (1) 参加者またはその代理人は、本件について他の参加者の代理人となることができない。
- (2) 不正の提案が行われる恐れがあると認めるとき、または災害その他やむを得ない理由が生じたときは、本件を中止し、または期日を延期することがある。
- (3) 談合情報等により、公正な選定が行われない恐れがあると認められるときは、本件を中止し、または期日を延期することがある。

12 契約

(1) 契約方法

- ア 本市は、最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行う。なお、共同企業体の場合は、共同体の代表者と委託契約の締結交渉を行う。
- イ 最優秀提案者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、失格事由または不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。
- ウ 締結交渉の結果、合意に至った場合は委託業務契約を締結する。なお、共同企業体の場合は、共同企業体の代表者と契約する。また、共同企業体の場合は、この委託業務を連帯して行う旨を明記した協定書を契約までの間に、本市に提出すること。
- エ 契約手続きは、新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号）に定めるところによる。
- オ 本市は、契約締結後においても、受託者が本提案における失格事由または不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除することができるものとする。

(2) 提案内容の実現と経費

提案内容の実現にかかる追加費用や別途費用は、全て受託者の負担で行うこと。
提案額について、受託者の都合による変更を認めない。

(3) 再委託について

受託者は、あらかじめ書面により市の承諾を得たときに限り、他の業者に再委託することができるが、再委託する相手は、原則として新潟市内に本社・支社または営業所を有

する者とする。

(4) 契約保証金

新潟市契約規則第 34 条に定めるところとする。

(5) 契約締結後の留意事項

契約時における仕様は、仕様書及び提案書に基づき決定する。ただし、本市と最優秀提案者との協議により、必要に応じて追加、変更または削除を行うことがある。

13 プロポーザル参加等に要する費用

企画提案にかかる費用は、提案者の負担とする。

14 担当

〒951 - 8550

新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

新潟市環境部循環社会推進課企画グループ 間島・長谷川

電 話 : 025-226-1391

F A X : 025-230-0660

メール : junsui@city.niigata.lg.jp